

第3回厚生科学審議会	資料
平成14年9月19日	1

厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会の設置について（案）

1. 設置目的

- 人の健康を損なうおそれのある有害な化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、新規化学物質の製造・輸入に際しての事前審査、化学物質の性状等に応じた製造・輸入等の規制等が行われてきている。
- 化学物質の規制制度に関しては、本年1月に、OECDによる日本の環境保全成果レビューの報告書において、日本の化学物質管理政策の目的に生態系の保全は健康の保護と並ぶ形で含まれていないため、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すべきである旨の勧告を受けている。
- 国内においても、環境省及び経済産業省における検討会等において、動植物の生息等に支障を及ぼす化学物質に関する取り組みの強化、化学物質管理政策の充実・強化等、現在の化学物質の審査・規制制度を見直すべきとの意見がとりまとめられ、関係官庁において化学物質の安全確保対策の充実が検討されている。
- 本部会は、このような国内外の状況をふまえ、保健衛生上の観点から、化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質の審査・規制制度の見直しについての検討を行うことを目的とする。

2. 検討課題

- 本部会においては、環境汚染を防止するための化学物質の審査・規制制度に関し、以下の事項等について検討する。

(1) 動植物の生息等に支障を及ぼすおそれのある化学物質の規制のあり方について

- ・新規化学物質が動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるか否かについての事前審査のあり方
- ・動植物の生息等に支障を及ぼすおそれのある化学物質の管理方法のあり方等

(2) 化学物質の審査制度の見直しについて

- ・予想される暴露の程度を考慮した化学物質の審査のあり方等

(3) 化学物質の管理制度の見直しについて

- ・事業者による化学物質管理を充実・強化するための方策等

3. 構成

本部会は、法律家、公衆衛生、環境科学、医学、毒性学等の専門家、化学物質管理に関する専門家、生活評論家等、幅広い分野の関係者を委員として参集する（おおむね20名程度の委員を予定。）。

4. 検討スケジュール

平成14年中を目途に、化学物質の審査・規制制度の具体的な見直しについて、本部会としての検討を終了する。